

■第 423 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 3 月 15 日(木)13:59~14:58

傍聴者:9 名

議事概要:

(1) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議結果について

- 1) 清涼飲料水中の化学物質「水銀」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- 2) 清涼飲料水中の化学物質「クロロ酢酸」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- 3) 清涼飲料水中の化学物質「トリクロロ酢酸」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当の長尾委員及び事務局から説明。
- ・本 3 件に係る評価書(案)について、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 1) 乾電池、蛍光灯、体温計及び計量器等に用いられる金属です。

自然水中ではまれに水銀鉱床等の地帯を流れる河川に由来するほか、工場排水、下水などから混入することがあります。

* 2) 除草剤、チューインガム可塑剤、塩化ビニル可塑剤、医薬品等に利用されます。水道原水中の有機物質が消毒剤(塩素)と反応して生成される消毒副生成物質の一つです。

* 3) 医薬品の原料、除草剤、腐食剤、角質溶解剤、塗装剥離剤、除タンパク剤、生体内タンパク・脂質の分画剤として使用されます。

水道原水中の有機物質が消毒剤(塩素)と反応して生成される消毒副生成物質の一つです。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- 1) 「アрилオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当の長尾委員及び事務局から説明。
- ・本件に係る評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* アрилオキシアルカノエート系除草剤に耐性をもつトウモロコシです。

(3) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- 1) 農薬及び添加物「アゾキシストロビン」に係る食品健康影響評価について

- ・「アゾキシストロビンの一日摂取許容量(ADI)を 0.18mg/kg 体重/日と設定する。」との専門調査会の審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺菌剤及び防かび剤で、小麦、稲、うり類、いちご等に使用します。今回、こんにやくへの適用拡大申請及び収穫後にアゾキシストロビンが使用されたかんきつ類(みかんを除く)の輸入を可能にするための食品添加物指定申請がされています。

- 2) 新開発食品「まめちから 大豆ペプチドしょうゆ」に係る食品健康影響評価について

- ・「提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。」との専門調査会の審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)へ通知することとなった。なお、小泉委員長から、平成 19 年 5 月 10 日食品安全委員会決定「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」においては、摂取者の状態によっては、健康に大きな影響を与える可能性を否定できない製品については、同決定の 2 の(2)に規定する対応方針に基づき、事業者及びリスク管理機関において適切な対応をとることとされており、今回、食品健康影響評価をした食品は、血圧に影響するとされている食品であり、これに該当するものであることから、事業者は健康被害情報の収集・情報提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うよう、また、リスク管理機関においては、注意喚起表示等により、本食品の摂取が食塩の過剰摂取につながらないように配慮するようお願いする。」との発言があった。
- * 大豆ペプチドを関与成分とし、血圧が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とするしょうゆ加工品形態の食品です。

- (4) 食品安全モニターからの報告(平成 23 年 11 月、12 月分)について

- ・事務局から報告。

- (5) 食品安全関係情報(2 月 4 日~3 月 2 日収集分)について

- ・事務局から報告。